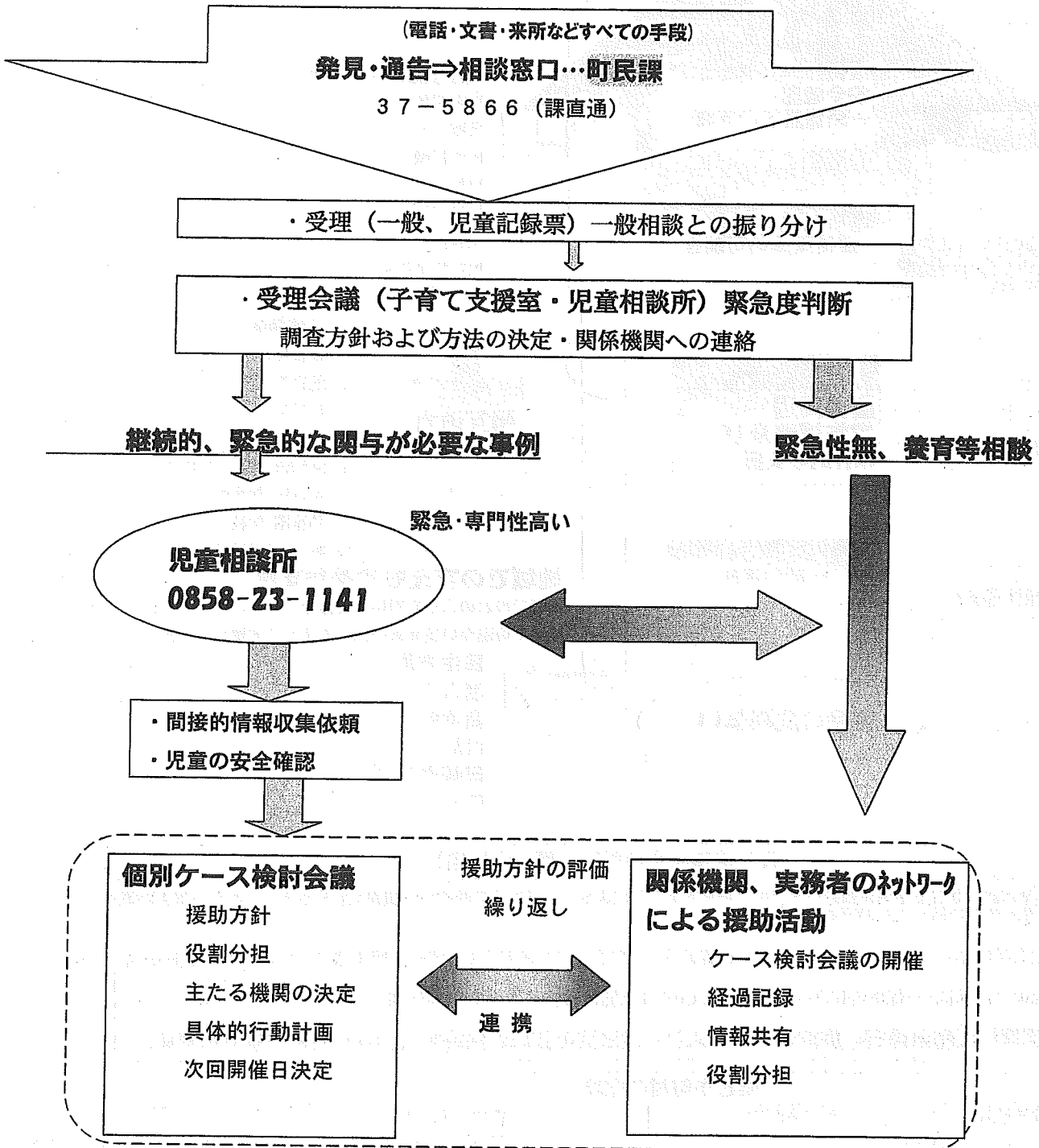


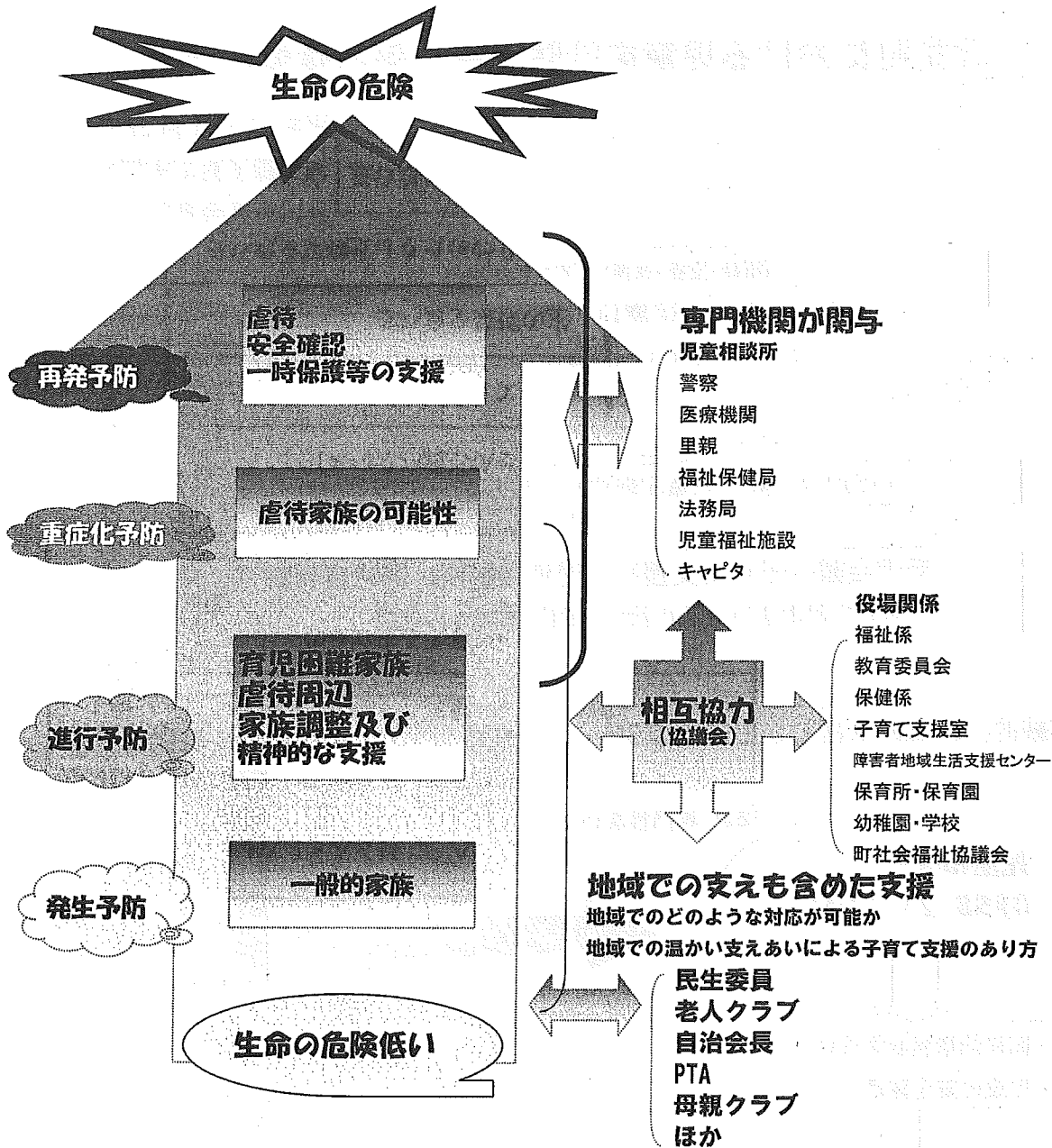
北栄町における児童虐待防止等に係る体制の流れ

平成 21 年 1 月 28 日
町民課子育て支援室
自治会長会資料



虐待発生予防のため、町民課子育て支援室では上記のような対応を検討しています。
各自治会長さんにおかれましては、地域での声かけ運動等の見守り体制や虐待と疑わしい場合は、町民課へ通報などのご協力方よろしくお願い申し上げます。
また、町では子育て支援センターに参加されない在宅育児中の保護者の方への訪問等、母子の閉じこもり防止等強力に実施するなどの対応中です。

児童虐待を未然に防ぐための地域での支援対策のイメージ図



児童虐待防止の対策（厚生労働省）

育児や家庭の状況を早期に複数の専門職で把握することにより、より迅速で的確な支援が見込まれることから、重大な事件の発生を未然に防ぐことが可能となる。

こんにちは赤ちゃん事業・・・育児経験のない保護者に、保育士の養育技術を出生後早期に伝え、家族状況を把握する。

新生児の家庭訪問・・・保健師による生後28日までの家庭訪問（現在保健係100%訪問実施中）

乳幼児健診で発達障害、虐待も視野に入れた健診票の作成と保護者への育児不安や疲れの対応。

県と市町村の機能

共通機能	児童相談所	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none"> 相談 通告の受理 安全確認 調査 援助 	<ul style="list-style-type: none"> 出頭要求 立入調査 臨検・捜索 一時保護 施設入所 通信・面会制限 付きまとい・徘徊禁止 家庭裁判所への審判申し立て 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の設置・運営 子育て支援サービスを駆使した活動 虐待の予防 虐待の発見 援助 見守り

用語の説明

キャピタ: 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取NPO法人

臨検: 住居内に立ち入ること